平成２９年（フ）第６３号
愛媛県西条市福武甲1483番地３
債務者　曽我　俊文
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第７５号
福岡県久留米市青峰１丁目21番2924号
債務者　下田　ルミ
1　決定年月日時　平成29年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２８号
鹿児島県指宿市湊町４丁目21－３なのはなビル402号室
債務者　井上　実男
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第４７号
北海道小樽市新富町２番301号　アンカーシントミ、前住所北海道小樽市真栄２丁目５番12号
債務者　住山　大樹
1　決定年月日時　平成29年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第９６号
秋田市手形山西町１番５－306号
債務者　伊藤奈緒美
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９８号
秋田市新屋比内町７番１号　市営住宅９－402号
債務者　伊藤日登美
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５５号
茨城県守谷市松前台１丁目10番地１　シティハイツ松前台Ａ－201
債務者　橋本　詩織
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
兵庫県宝塚市弥生町５番１－619号
債務者　中務　里江（旧姓永原）
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１２５号
兵庫県伊丹市瑞原３丁目24番地　パークアヴェニュー504号
債務者　和合　公明
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１４７号
兵庫県宝塚市中山五月台６丁目１番23号－406号、前住所大阪府枚方市片鉾本町30番６号
債務者　西村夕雨子
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２９９号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番19―1716号
債務者　小原　則久
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第９０号
奈良県葛城市竹内292－５、住民票上の住所大阪府羽曳野市野々上５丁目３番13号
債務者　野村　正**廣**
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
奈良県橿原市御坊町85番地　西村ハイツ205、前住所奈良県橿原市醍醐町425番地の１　ボヌール201号
債務者　山口二三代
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第８３号
兵庫県尼崎市道意町４丁目27番地の１　ｃｒｅｏ　ｔｋ406号
債務者　待田佐奈美
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６５号
兵庫県尼崎市長洲東通２丁目12番１－502号
債務者　大久保邦人
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６６号
兵庫県尼崎市長洲東通２丁目12番１－502号
債務者　大久保文子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３３２号
兵庫県西宮市甲子園高潮町７番８号　セレニテ甲子園１－712号
債務者　西尾　勇人
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係